

1. 担当事務

認知症対策の推進に関する計画の策定および認知症対策の推進に関し必要な事項についての調査審議に関する事務

2. 定数

20人以内

3. 任期

委嘱日から令和6年3月31日まで

4. 委員資格

- (1) 学識経験を有する者（大学教授）
- (2) 公募市民
- (3) 保健医療関係者（医師、歯科医師、薬剤師）
- (4) 福祉関係者（居宅介護支援事業所、訪問看護事業所、在宅サービス事業所、成年後見センター、市民生委員児童委員協議会、認知症の人と家族の会など）
- (5) その他市長が必要と認める者

5. 根拠規定

- 草津市附属機関設置条例（平成25年3月29日条例第3号）
- 草津市附属機関運営規則（平成25年4月1日規則第35号）